

趣旨

県の教育行財政を 「新潟県教育振興基本計画」から考える

2019年9月、花角県知事は県の財政難を理由に、その原因を明確にせぬまま「県立病院の統廃合や県央基幹病院の建設見直し」を提言した。さらに県職員給与の2・5%を3カ年に渡って削減する案を2月議会に提出し、職員組合もそれを認める苦渋の決断をした。県民のいのちや暮らしに大きな打撃を与えるのは必至である。

加えて、平成の大合併後、本県の人口減少は年間2万人を超え、全国2〜3位の高さで、若者を中心に県外転出が急速に進んでおり、過疎化や小中学校の統廃合を促進させている。持続可能な社会が危ぶまれる状況である。

このような情勢下で、県の教育行政の指針であり、教育政策を定めた行動計画である「新潟県教育振興基本計画」（2019（平成31）年3月改定）を考えてみたい。元々「教育振興基本計画」は、教育基本法を

改正する際（2006年）、改定とセットにして、政府・文科省が国会の審議を経ることなく、行政主導で立案、実施されたものである。

それは、教育内容にも深く踏み込んだ計画を策定し、学校教育はもとより教育の全分野に関わる政策目標・施策を明示して、その実施・達成状況を評価し、予算配分に反映させている。

県は、政府の当該計画を斟酌し、計画を定めることになっている。

そこで、今号では、「計画」全体についての検討は、後日に譲ることにして、いじめ対策、「高校の魅力ある学校づくり」、特別支援学校の統廃合など、当面する課題に絞って探究してみたい。

編集部